証券コード　7379
2022年10月11日

株　主　各　位

東京都渋谷区神宮前三丁目21番５号
株式会社サーキュレーション
代表取締役社長　　久保田　雅俊

第９期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第９期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、極力書面又はインターネットによって事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
　お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年10月26日（水曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1.　日　時　　2022年（令和４年）10月27日（木曜日）午前10時00分
　　（受付開始　午前９時30分）
2.　場　所　　東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル
　　TKPガーデンシティ渋谷 ホール B
3.　会議の目的事項
　＜報告事項＞　第９期（自2021年（令和３年）８月１日　至2022年（令和４年）７月31日）
　　事業報告及び計算書類の内容報告の件
　＜決議事項＞
　第１号議案　　定款一部変更の件
　第２号議案　　取締役４名選任の件
　第３号議案　　補欠監査役１名選任の件
　第４号議案　　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

以上

（議決権の行使についてのご案内）
1.書面による議決権行使の場合は、同封の議決権行使書に賛否をご表示いただき、2022年10月26日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。
2.インターネットによる議決権行使の場合は、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2022年10月26日（水曜日）午後６時までに行使してください。

3.書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（お願い）当日ご出席の際には、お手数ではございますが議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://circu.co.jp/）に掲載させていただきます。
本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://circu.co.jp/）に掲載しており、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

○株主総会当日の報告事項等の動画は、当社IRサイトにて、2022年10月29日以降、配信を予定しております。

IRサイトURL：　https://circu.co.jp/ir/

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について
新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた株主様へのお願いと当社の対応について、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
〇株主の皆様へのお願いとご案内
・株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネットによって事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
・ご出席を希望される株主様におかれましても、株主総会開催当日までの感染状況や政府・地方自治体の発表内容を十分にお確かめのうえ、健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせていただくことを十分にご検討ください。特にご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方は、ご来場について慎重なご判断をお願い申し上げます。
〇ご来場される株主様へのお願いとご案内
・当日は、会場入り口にて検温を実施させていただくことがあります。また、発熱などの症状があると認められる方には入場をお断りし、お帰りいただく場合があります。
・会場内では、マスクの常時のご着用や、アルコール消毒液のご使用等にご協力をお願いいたします。
・感染防止の観点から、間隔をあけた座席配置となります。満席となりました場合は、入場を制限させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
〇当社の対応について
・ご滞在時間の短縮のため、報告内容を簡略化するなど円滑な議事進行に努めます。
・登壇役員と運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
・体調不良と見受けられる方には運営スタッフからお声がけさせていただき、お帰りいただく場合がございます。
・会場の扉を開放して、総会を開催させていただくことがあります。

今後の状況により株主総会の開催・運営予定に大きな変更が生ずる場合には、当社IRサイトにてお知らせいたします。
以上ご理解・ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

株主の皆様へ

当社の企業ニュースや最新のお知らせなどのIR情報をメールにてお知らせいたします。
左記QRコードからぜひご登録ください。
https://www.magicalir.net/7379/mail/index.php

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス：https://www.web54.net

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2022年10月26日（水曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

［電話］0120（652）031（受付時間9:00～21:00）

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。
ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。
イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行証券代行部
［電話］0120（782）031（受付時間9:00～17:00 土日休日を除く）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第18条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第18条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第18条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	＜　削　除　＞
＜　新　設　＞	（電子提供措置等） 第18条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
＜　新　設　＞	（附則） 1　変更後定款第18条（電子提供措置等）の規定に関わらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） はなお効力を有する。 2　本附則は、2023年３月１日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 (再任)	久保田 雅俊 (1982年９月30日)	2005年４月　株式会社インテリジェンス(現：パーソルキャリア株式会社)入社 2014年１月　当社設立　代表取締役社長 就任(現任) 2018年７月　株式会社ニューアイデンティティクリエイション　代表取締役 就任(現任) [取締役候補者とした理由] 2014年の当社創業以来、当社代表取締役社長として、事業を牽引してきました。これまでに培ってきた経営全般に関する知見と経験により、当社における重要事項の意思決定を担い、引き続き事業牽引を実行するにあたり今後も強いリーダーシップを期待できると判断し、引き続き取締役候補者としました。	2,720,600株
2 (再任)	山口 征人 (1981年７月29日)	2006年６月　株式会社インテリジェンス(現：パーソルキャリア株式会社)入社 2014年３月　当社入社 2018年７月　当社取締役 就任(現任) 当社経営管理本部長 就任(現任) [取締役候補者とした理由] 2018年の当社取締役就任以来、当社の経営を担い、経営全般に関する知見と経験を有しています。現在は取締役 経営管理本部長として当社成長戦略の立案、推進のほか、情報管理体制の強化を牽引しており、当社コーポレート・ガバナンスの更なる推進、強化が期待できることから、引き続き取締役候補者としました。	67,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3 (再任)	福田（ふくだ）　悠（ゆう） (1982年11月12日)	2006年３月　株式会社インテリジェンス(現：パーソルキャリア株式会社)入社 2014年３月　当社入社 2018年７月　当社取締役 就任(現任) 当社プロシェアリング本部長 就任(現任)	64,400株
		[取締役候補者とした理由] 2018年の当社取締役就任以来、当社の経営を担い、経営全般に関する知見と経験を有しています。現在は取締役 プロシェアリング本部長として当社営業部門全体を牽引し、当社主力事業の拡大を実行しています。さらなる事業拡大への実行力を期待できることから、引き続き取締役候補者としました。	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4 (再任)	齊藤 麻子 (1968年1月21日) 社外取締役の在任年数 2年	1990年4月 メルセデスベンツ株式会社 入社 1997年9月 株式会社ボストンコンサルティンググループ 入社 2000年3月 ルイ・ヴィトン・ジャパン株式会社 入社 2002年6月 株式会社セリュックス 転籍 2003年2月 LVJグループ株式会社に吸収合併 2008年10月 株式会社ドラマティック創業 代表取締役社長 就任 2014年5月 テントゥーフォー株式会社創業 代表取締役社長 就任 2015年6月 株式会社ヤオコー 取締役(社外)就任(現任) 2015年8月 株式会社コギト・エデュケーション・アンド マネジメント 取締役 就任 2018年6月 ワタベウェディング株式会社 取締役(社外)就任 2019年3月 三菱鉛筆株式会社 取締役(社外)就任(現任) 2020年5月 株式会社三陽商会 取締役(社外)就任(現任) 2020年11月 当社 取締役（社外）就任（現任） 株式会社BLOOM 代表取締役 就任(現任) [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 齊藤麻子氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験があり、他事業会社における取締役の経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として経営全般に対する助言・監督を行い、その役割を適切に遂行できるものと判断したためであります。	ー株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 久保田雅俊氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
3. 齊藤麻子氏は、社外取締役候補者であり、現在株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同

氏を届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

4. 当社と齊藤麻子氏とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役・監査役を対象に、会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である取締役・監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約によって補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

（ご参考）

取締役候補者、現監査役の専門性・経験

	コーポレート・フィロソフィー、企業経営、事業戦略	ブランド戦略、マーケティング、営業	財務、会計、ファイナンス	法務、リスクマネジメント	人事、人材育成	ESG、サステナビリティ	多様性（性別、国籍）
取締役候補 久保田雅俊	○	○			○	○	
取締役候補 山口征人	○		○	○	○	○	
取締役候補 福田悠	○	○			○	○	
社外取締役候補 齊藤麻子	○	○				○	○
社外常勤監査役 露木一彦	○		○	○	○		
社外監査役 小山憲一			○				
社外監査役 由木竜太				○			

取締役候補者の選任プロセス

当社は、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置し、それぞれ役員人事、役員報酬等に関する審議を行い、結果を取締役会に報告しています。

当該委員会は、コーポレート・ガバナンスの強化を目的として社外取締役を委員長とするとともに、委員の過半数を社外役員が占める体制としております（現在の体制は社外４名・社内２名)。これにより、当社の役員人事決定プロセスは、透明性及び客観性の確保が図られております。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。なお、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の社外監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
美和　薫（みわ　かおり） (1971年12月11日)	2003年10月　弁護士登録（東京弁護士会） 2011年１月　フォーサイト総合法律事務所　参画 2019年９月　株式会社AB&Company　社外監査役（現任） 2021年４月　フォーサイト総合法律事務所パートナー弁護士就任（現任）	－株

(注) 1. 候補者美和薫氏の戸籍上の氏名は三木薫氏であります。

2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 候補者を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として企業法務に精通し、豊富な経験、法律に関する高い見識等を有しているためであります。

4. 候補者は会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であり、同氏に関する事項は次のとおりであります。

(1) 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、社外監査役に就任した場合、独立役員として届出を行う予定です。

(2) 同氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任について、会社法第427条第１項に定める額に限定する契約を締結する予定です。

5. 当社は保険会社と役員等賠償責任保険契約（D&O 保険）を締結しており、候補者が監査役に就任した場合は、当該役員等賠償責任保険契約（D&O 保険）被保険者に含まれます。役員等賠償責任保険契約（D&O 保険）の詳細については事業報告「Ⅳ．会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年４月16日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額50百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の審議を経たうえで取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は４名（うち、社外取締役１名）ですが、本株主総会で第２号議案が承認可決されますと、同じく４名（うち、社外取締役１名）となります。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

１．譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

２．対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年１万株を上限といたします。ただし、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の１株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

３．対象取締役に割当てる譲渡制限付株式の内容に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から３年間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任又は退職等した場合または死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な事由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

４．譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2022年９月16日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下（ご参考）のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額50百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年１万株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は0.1％程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以上

（ご参考）

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

１．基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬、株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬（固定報酬）のみを支払うこととする。

２．基本報酬等の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月額固定の金銭報酬とし、役位、職責に応じて、当社と同種類、同規模である他社の水準、当社の業績、財務状況等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

３．業績連動報酬等の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、社内取締役を支給対象とし、当社の持続的成長と企業価値向上への動機付けをさらに強めることを基本方針とし、制度設計を行うものとする。

４．非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式及びストックオプションとする。譲渡制限付株式は原則毎年、ストックオプションは適宜付与することとする。なお、これら非金銭報酬等の金額、株数、個数などについては、当社の業績、役位、職責などを総合的に勘案のうえ、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定するものとする。

５．金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の業績水準及び当社と同種類、同規模である他社をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬案を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

６．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会が指名・報酬委員会に原案を諮問し、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会は当該答申の内容を尊重し、決議しなければならないものとする。

以上

（添付書類）

事　業　報　告

（自2021年（令和３年）８月１日　至2022年（令和４年）７月31日）

Ⅰ．当社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の新たな変異株による急速な感染拡大や、ウクライナ問題をめぐる国際情勢の緊迫化や原油価格の高騰、米国金融政策動向の世界経済への影響等により、国内景気は依然不透明感が拭えない状況にあります。新型コロナウイルス感染症につきましては、今後の収束時期を正確に予測することは困難な状況にありますが、ワクチン接種の全国的な進展等、社会的な対応が進んでおります。

一方で、個人の働き方は多様化し、人生100年時代におけるシニア世代の働き方、女性の活躍推進、日本国政府の掲げる働き方改革、企業を取り巻く終身雇用の崩壊等により、多様な働き方を望む個人が増加しており、組織に依存しない働き方が広がっております。加えて、高度な技能を有するプロ人材は、高い専門性を磨き「一社に雇用されるのではなく、専門性を活かし複数社で価値を発揮する」志向性を持った働き方が増加しております。

企業も、少子高齢化による労働力の減少、地方中小企業の事業承継問題、大手企業のイノベーションのジレンマ等、我が国の経済発展において多くの課題を抱えております。

従来の企業と個人が「雇用」という形で繋がるというあり方では、これらの課題に対応することが困難な状況になっております。「雇用」に縛られない多様な働き方を望む個人と、外部のプロ人材による経営改革を進めたい企業が、時間や場所、組織の枠組み等の制限を超えて、協業できる仕組みが必要になっていくと考えられます。

このような状況のもと、当社は、「世界中の経験・知見が循環する社会の創造」というビジョンを掲げ、「プロシェアリング」事業を展開し、順調に業績を伸ばしております。当社主力サービスである「プロシェアリングコンサルティング」サービスは、世の中の法人企業が抱える経営課題を外部プロ人材の力で解決支援するサービスであります。また、「FLEXY（フレキシー）」サービスは、企業のITに関する経営課題をDX（デジタルトランスフォーメーション）によって解決支援するサービスであります。

当事業年度は、労働人口減少による人手不足や働き方改革に加え、新型コロナウイル

ス感染症（COVID-19）の影響から、オープンイノベーションによる経営改革やDXによる業務効率化を推進する企業が増加する等、外部プロ人材活用の需要が堅調に推移致しました。

「プロシェアリングコンサルティング」サービス、「FLEXY」サービスの売上高は、「平均月次プロジェクト件数×平均月次請求単価×12ヶ月」により算出されます。当事業年度は、過去の緊急事態宣言を経て当社登録のプロ人材による法人顧客へのWeb MTG等を用いたリモート支援が定着しており、平均月次稼働プロジェクト数が1,163件となり、過去最高値に到達しました。

その間、社内の生産性向上施策も奏功し、月次稼働プロジェクト件数は、2022年１月に1,152件、４月に1,166件を超え、７月には1,214件と過去最高水準を更新しております。なお、前事業年度の平均月次プロジェクト件数は950件でありました。当事業年度の平均月次プロジェクト件数は1,163件となり、その他サービスの売上高も加味し、当事業年度における売上高は7,104,278千円（前期比29.0%増）となりました。費用につきましては、優秀な人材の採用、社内DX推進、ウェビナー施策を推進するためのマーケティング投資等を行い、営業利益530,069千円(前期比9.4%増)、経常利益528,575千円(前期比16.3%増)、当期純利益346,776千円(前期比17.7%増)となりました。

サービスごとの売上高は次のとおりであります。

サービス名	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）	前期比
プロシェアリングコンサルティングサービス	3,241,331	3,859,113	119.1%
FLEXYサービス	2,046,700	3,066,924	149.8%
その他	218,866	178,240	81.4%
計	5,506,898	7,104,278	129.0%

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は55,745千円で、主なものはFLEXY登録プロ人材獲得のための求人サイト構築に係る支出 16,346千円、及び経営情報の可視化及び情報収集と分析の効率化を目的としたBI構築に係る支出 20,600千円によるものです。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「世界中の経験・知見が循環する社会の創造」をビジョンに掲げ、必要な時に必要なだけ、外部プロ人材の経験・知見を活用できるプロシェアリング事業を主たる事業として展開しております。当社が今後ますます成長していくためには、下記について対応をしていく必要があると考えております。

① 優秀な人材の確保及び育成

当社はリカーリング型ビジネスモデル(※)の組織構築により全社的な生産性が向上し、販管費比率が良化しております。今後は、このモデルを維持すべく、マーケティング、インサイドセールス、コンサルタント、カスタマーサクセス等、それぞれの部署において、事業成長を支える優秀な人材を厳選しながらも採用を強化することにより、事業拡大に取り組んで参ります。

(※)累積取引企業数の増加→累積稼働プロジェクト数の増加→月次プロジェクト継続稼働率の良化→取引企業当たり平均稼働プロジェクト数増加という、一度の販売で取引が完了するのではなく、継続して取引を行うシステムを構築することで、繰り返し利益を得ることができるビジネスモデル

② データマネジメント

当社では、手掛けたプロジェクトの成否やその要因について、法人顧客・プロ人材・プロジェクトの内容等、様々な観点から分析を行い、その内容を「プロ人材の職能データ」「取引先経営課題データ」「プロジェクト契約データ」「プロジェクト進捗管理データ」「プロジェクト評価データ」として蓄積しております。それらプロジェクトが成功したのか、失敗したのか、そしてそれらの要因がプロ人材のスキル・実績によるものか、法人顧客とプロ人材の相性によるものか等の各種データが何よりの競争優位性を保つ源泉と捉え、これらをしっかりと蓄積していくタスクフォースを社内に発足し推進しております。

当社は、これまでに登録している20,420名(2022年７月末時点での登録者総数)のプロ人材の経験・知見を、当社オリジナルの経営課題別スキルマスタデータとして保有しております。同時に、11,769件(2022年７月末時点での累積稼働プロジェクト件数)の企業の経営課題をデータ保有しております。それらデータを分析し、プロジェクトの成功確度を

高め、法人顧客の経営課題解決に貢献して参りたいと考えております。

③ 効率的なマーケティング投資

当社の広告宣伝活動、販売促進活動においては、主に法人企業獲得に向けたウェビナーを軸とするリード獲得施策と、アライアンス契約締結済みの金融機関との関係性強化であります。これら投資活動においては、常に有効性・効率性をモニタリングしながら実施して参ります。

④ 「PROBASE（プロベース)」の導入社数拡大

2021年８月にリリース致しました。初期的には、当社の既存顧客基盤をベースとしたクロスセルによる展開を進めて参ります。

⑤ 内部統制システムの継続的強化

当社は、売上、組織の拡大とともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、内部統制システムの適切な運用が極めて重要であると考えております。ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保しつつ、組織の拡大、当社の成長に合わせて、今後も内部管理体制の充実・強化に取り組んで参ります。

⑥ サステナビリティへの取り組み

当社はサステナビリティ経営を重視しており、方針策定、重要課題（マテリアリティ）の特定をし、経営戦略との融合を進め、中長期的な企業価値向上に向けたESG投資への検討を進めて参ります。

(5) 財産及び損益の状況

区分＼期別		第６期 2019年７月期	第７期 2020年７月期	第８期 2021年７月期	(当事業年度) 第９期 2022年７月期
売上高	(千円)	3,003,127	3,995,590	5,506,898	7,104,278
経常利益または損失（△）	(千円)	26,638	△139,553	454,657	528,575
当期純利益または損失（△）	(千円)	17,480	△109,371	294,617	346,776
１株当たり当期純利益または損失（△）	(円)	2.45	△15.33	41.20	42.02
純資産額	(千円)	176,846	67,475	2,060,596	2,319,019
総資産額	(千円)	914,014	1,802,448	3,911,054	3,344,458
１株当たり純資産額	(円)	24.79	9.45	252.74	282.15

(注) 1. 当社は、2019年７月４日開催の取締役会決議により、2019年７月28日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行い、また2021年４月７日開催の取締役会決議により、2021年４月30日付で普通株式１株につき700株の割合で株式分割を行っておりますが、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益または損失、１株当たり純資産額を算定しております。

2. 第８期及び第９期の数値については、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。第６期と第７期の数値については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方針に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。）等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	内容
プロシェアリングコンサルティングサービス	企業の抱える課題テーマの解決における最適な経験・知見を持つプロ人材を選定し、企業の経営課題支援を実施致します。経営戦略、新規事業開発、マーケティング戦略、人事制度構築等様々なビジネス分野に対応し、アドバイザリーから常勤まで多様なサービス形態が可能です。
FLEXYサービス	プロシェアリングコンサルティングサービス同様、企業の経営課題支援を実施致します。DX、先端技術課題解決を得意としており、CTO／ VPoE／PMOや、AI／RPA／BC等のエンジニアリング、デザイン等様々な分野に対応し、アドバイザリーから常勤まで多様なサービス形態が可能です。

(8) 主な営業所の状況（2022年７月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都渋谷区
東北支社	宮城県仙台市青葉区
北信越支社	石川県金沢市
東海支社	愛知県名古屋市中区
関西支社	大阪府大阪市北区
中四国支社	広島県広島市南区
九州支社	福岡県福岡市博多区

(9) 従業員の状況（2022年７月31日現在）

従業員数	前期末比増減
235 名	51名増

（注）1. 従業員数は就業人員であります。また臨時雇用者数は従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(10) 事業の譲渡、吸収分割、新設分割、他の会社の事業の譲受け、吸収分割、他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得

該当事項はありません。

(11) 主要な借入先（2022年７月31日現在）

該当事項はありません。

Ⅱ．会社の株式に関する事項（2022年７月31日現在）

① 発行可能株式総数　28,000,000 株

② 発行済株式の総数　8,266,400 株

③ 株主数　1,621 名

④ 大株主（上位10名）

株　主　名	持株数(株)	持株比率（%）
久保田　雅俊	2,720,600	33.10
株式会社ニューアイデンティティクリエイション	2,450,000	29.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	753,900	9.17
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	723,700	8.81
ML PRO SEGREGATION ACCOUNT	225,000	2.74
野村證券株式会社	189,432	2.30
野村信託銀行株式会社（投信口）	162,000	1.97
JP MORGAN CHASE BANK 380621	88,200	1.07
株式会社日本カストディ銀行（信託B口）	85,100	1.04
山口　征人	67,900	0.83

（注）持株比率からは自己株式47,400株を除いております。

Ⅲ．会社の新株予約権に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

回次（行使価額）	行使期間	個数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	保有者数
第１回新株予約権 2018年７月30日発行（17円）	2020年８月１日 ～ 2028年７月22日	10 個	普通株式 70,000株	2 名
第２回新株予約権 2019年７月29日発行（281円）	2021年８月１日 ～ 2029年７月３日	60 個	普通株式 42,000株	2 名
第３回新株予約権 2020年７月28日発行（421円）	2022年７月29日 ～ 2030年７月16日	30 個	普通株式 21,000株	2 名

・新株予約権の払込金額　無償

・新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。

（注）1. 保有者は社外取締役を除く取締役であります。

2. 2019年７月４日開催の取締役会の決議に基づき、2019年７月28日付をもって普通株式１株を10株に、2021年４月７日開催の取締役会の決議に基づき、2021年４月30日付をもって普通株式１株を700株に分割したことにより、「行使価額」及び「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（2022年７月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久保田　雅　俊	株式会社ニューアイデンティティクリエイション 代表取締役
取締役	山　口　征　人	経営管理本部長
取締役	福　田　　悠	プロシェアリング本部長
取締役	齊　藤　麻　子	株式会社ヤオコー　社外取締役 三菱鉛筆株式会社　社外取締役 株式会社三陽商会　社外取締役 株式会社BLOOM　代表取締役
常勤監査役	露　木　一　彦	
監査役	小　山　憲　一	公認会計士・税理士小山憲一事務所 所長 株式会社プロフィード 取締役
監査役	由　木　竜　太	フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社一家ホールディングス 社外取締役 （監査等委員）

（注）1. 取締役齊藤麻子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役露木一彦氏、小山憲一氏、由木竜太氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役齊藤麻子氏、監査役露木一彦氏、小山憲一氏、由木竜太氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役である露木一彦氏は、東証一部上場企業の取締役管理本部長の経験があり、企業経営全般に関する相当程度の知識を有しております。
5. 監査役の小山憲一氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役の由木竜太氏は弁護士であり、法務に関する専門的な知識と経験を有しております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役、監査役。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものでありますが、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外としております。また、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2021年４月16日であります。決議の内容は、年間報酬総額の上限を、取締役は３億円（決議時点の取締役の員数は４名。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役は５千万円（決議時点の監査役の員数は３名）とするものであります。株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役の個別報酬については2021年９月16日の取締役会にて、監査役の個別報酬については2021年10月26日の臨時監査役会における監査役の協議によって、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、決定しているものであります。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社は、2021年１月20日の取締役会で任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しており、以後は取締役の報酬につき、同委員会で役員の職責や会社業績等を踏まえて審議し取締役会に答申した後、取締役会で決議することとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2021年４月16日開催の株主総会において、年額３億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名（うち社外取締役は１名）です。

監査役の報酬等の額は、2021年４月16日開催の株主総会において、年額５千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（うち社外取締役）	66,000 (6,000)	66,000 (6,000)	—	—	4 (1)
監査役（うち社外監査役）	13,800 (13,800)	13,800 (13,800)	—	—	3 (3)

(5) 社外役員に関する事項

①　社外取締役　齊藤麻子

（ア）重要な兼職先と当社との関係

兼職しております株式会社ヤオコー、三菱鉛筆株式会社、株式会社三陽商会、株式会社BLOOMと当社との間には特別の関係はありません。

（イ）当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会には、16回中16回出席し、適宜質問し、意見を述べております。

・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社の経営全般に有益かつ幅広い助言・提言を行い、経営の監視・監督の役割を適切に果たしております。

②　常勤社外監査役　露木一彦

（ア）重要な兼職先と当社との関係

兼職先はありません。

（イ）当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会には、16回中16回出席し、適宜質問し、意見を述べております。

・監査役会への出席状況及び発言状況
監査役会には、15回中15回出席し、監査についての意見交換、協議等を行っております。

③　社外監査役　小山憲一
（ア）重要な兼職先と当社との関係
兼職しております公認会計士・税理士小山憲一事務所、株式会社プロフィードと当社との間には特別の関係はありません。
（イ）当事業年度における主な活動状況
・取締役会への出席状況及び発言状況
取締役会には、16回中16回出席し、適宜質問し、意見を述べております。
・監査役会への出席状況及び発言状況
監査役会には、15回中15回出席し、監査についての意見交換、協議等を行っております。

④　社外監査役　由木竜太
（ア）重要な兼職先と当社との関係
兼職しておりますフォーサイト総合法律事務所、株式会社一家ホールディングスと当社との間には特別の関係はありません。
（イ）当事業年度における主な活動状況
・取締役会への出席状況及び発言状況
取締役会には、16回中16回出席し、適宜質問し、意見を述べております。
・監査役会への出席状況及び発言状況
監査役会には、15回中15回出席し、監査についての意見交換、協議等を行っております。

Ⅴ．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

		支払額
①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000 千円
②	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるか否かについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

上記の場合の他、監査役会は、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する「会計監査人の解任または不再任」に関する議案の内容を決定いたします。

Ⅵ. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2019年12月18日の取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っております。その概要は、以下の通りです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業倫理・法令遵守を推進するため、委員会のひとつとして「リスク・コンプライアンス委員会」を組成するほか、担当組織の設置その他必要な社内の体制を整備する。

② 取締役及び使用人が遵守すべき「当社行動指針」を制定するほか、必要な規程、細則、ガイドラインその他ルールを整備する。特に反社会的勢力との関係遮断については、毅然とした対応を徹底する。

③ 法令や定款に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築する。

④ 「反社会的勢力排除宣言」に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備し、警察、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築して、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

⑤ 「内部監査規程」等を整備し、内部監査計画に基づき効率的かつ実効性のある内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 「職務権限規程」を制定し、意思決定事項のうち、取締役会に決定を留保される事項及び代表取締役社長、本部長その他役職員に委任される事項を規定する。

② 取締役会又は社長が決定する重要事項について、協議機関として「経営会議」を設置し、方針の審議又は実行の審議を行う。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 経営に関する重要文書や重要情報、秘密情報、個人情報について、規程を整備し、適切に保存・管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 企業活動に潜在するリスクを特定し、平常時からその低減及び危機発生の未然防止に努めるため、委員会のひとつとして「リスク・コンプライアンス委員会」を設けて全社リスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう、規程を整備する。

② 財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。

(5) 監査役に対する報告に関する体制及びその報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社グループの取締役、使用人は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。

② 内部通報制度の担当部署は、当社グループの内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。

③ 監査役に報告を行った者に対し、報告を理由として不利な取扱いを行わない旨を規程に定め、その旨を取締役、使用人もしくはグループ会社の取締役、使用人に周知徹底を図るとともに、グループ会社に対し、同様の規程を制定するよう指導する。

(6) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の方針に関する事項

① 取締役は、監査役の職務執行に協力し、監査の実効性を担保するための予算措置を講じ、監査役の職務執行にかかる経費等の支払いを行う。

② 当社は、監査役が職務執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の求めがある場合、職務を補助すべき専任の使用人を置く。当該使用人は、専ら監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については監査役と事前に協議を行う。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、会社の重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、取締役会を始めとする重要な会議、委員会に出席することができる。

② 監査役は、代表取締役社長及び業務執行役員ならびに内部監査担当と定期的に意見交換を行う。

③ 監査役会は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

④ 会社は、監査役が、重要な取引先の調査、弁護士、公認会計士等の外部専門家との提携等、各種の重要情報が収集できる環境を整備する。

2. 当社における内部統制システムの運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業倫理・法令遵守を推進するため、委員会のひとつとして「リスク・コンプライアンス委員会」を組成しております。

② 役職員が遵守すべき「vision」「circuizm」等を設け、役職員が、必要な規程、法令定款に沿って行動するよう徹底している。特に反社会的勢力との関係遮断については、反社会的勢力対応規程等を制定し毅然とした対応を徹底しております。

③ 法令や定款に違反する行為を発見した場合のため内部通報規程を設け周知徹底しております。

④ 内部監査規程等を制定し、内部監査計画に基づき効率的かつ実効性のある内部監査を実施しております。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 「職務権限規程」を制定し、意思決定事項のうち、取締役会に決定を留保される事項及び代表取締役社長、本部長その他役職員に委任される事項を規定しております。

② 取締役会又は社長が決定する重要事項について、協議機関として「経営会議」を設置し、方針の審議又は実行の審議を行っております。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 経営に関する重要文書や重要情報、秘密情報、個人情報について、文書管理規程を制定し、適切に保存・管理しております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 企業活動に潜在するリスクを特定し、平常時からその低減及び危機発生の未然防止に努めるため、委員会のひとつとして「リスク・コンプライアンス委員会」を組成し、全社リスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう、リスク管理規程を制定し運用しております。

② 財務報告に係る内部統制基本方針などを制定し、財務報告の信頼性を確保しております。

(5) 監査役に対する報告に関する体制及びその報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社の取締役、使用人は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告しております。

② 内部通報制度の担当部署は、当社の内部通報の状況について、定期的に監査役に報告しております。

③ 監査役に報告を行った者に対し、報告を理由として不利な取扱いを行わない旨を内部通報規程に定め、その旨を取締役、使用人に周知徹底を図っております。

(6) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の方針に関する事項

① 取締役は、監査役の職務執行に協力し、監査の実効性を担保するための予算措置を講じ、監査役の職務執行にかかる経費等の支払いを行っております。

② 当社は、監査役が職務執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務の処理を行っております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の求めがある場合、職務を補助すべき専任の使用人を置きます。当該使用人は、専ら監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については監査役と事前に協議を行います。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、会社の重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、取締役会を始めとする重要な会議、委員会に出席しております。

② 監査役は、代表取締役社長および業務執行役員ならびに内部監査担当と定期的に意見交換を行っております。

③ 監査役会は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めております。

貸 借 対 照 表

(2022年７月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
流動資産	**3,106,806**	流動負債	**1,024,872**
現金及び預金	2,269,291	買掛金	393,873
売掛金	768,526	未払金	293,294
仕掛品	1,170	未払法人税等	92,727
前払費用	64,650	未払消費税等	52,267
その他	4,756	預り金	68,503
貸倒引当金	△1,589	賞与引当金	77,727
固定資産	**237,652**	その他	46,478
有形固定資産	**31,461**	**固定負債**	**566**
建物	30,416	その他	566
工具、器具及び備品	31,444	**負債合計**	**1,025,438**
減価償却累計額	△30,400	（ 純 資 産 の 部 ）	
無形固定資産	**88,631**	**株主資本**	**2,319,019**
ソフトウエア	75,422	資本金	**867,020**
ソフトウエア仮勘定	13,209	資本剰余金	855,295
投資その他の資産	**117,559**	資本準備金	**855,295**
差入保証金	65,180	利益剰余金	696,595
長期前払費用	7,555	その他利益剰余金	**696,595**
繰延税金資産	44,824	繰越利益剰余金	**696,595**
その他	7,267	自己株式	△99,891
貸倒引当金	△7,267	**純資産合計**	**2,319,019**
資産合計	**3,344,458**	**負債・純資産合計**	**3,344,458**

損　益　計　算　書

(自2021年８月１日　至2022年７月31日)

(単位：千円)

科　目	金　額	
売上高		**7,104,278**
売上原価		**4,174,818**
売上総利益		**2,929,459**
販売費及び一般管理費		**2,399,390**
営業利益		**530,069**
営業外収益		
受取利息	19	
雑収入	676	696
営業外費用		
支払利息	1,366	
その他	822	2,189
経常利益		**528,575**
税引前当期純利益		**528,575**
法人税、住民税及び事業税	170,588	
法人税等調整額	11,211	181,799
当期純利益		**346,776**

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年９月21日

株式会社サーキュレーション
　取締役会 御中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　橋　　武　尚

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　朝　岡　　ま　ゆ　美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サーキュレーションの2021年8月1日から2022年7月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。更に、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年９月28日

株式会社サーキュレーション　監査役会

常勤社外監査役　　露　木　一　彦　　㊞

社外監査役　　小　山　憲　一　　㊞

社外監査役　　由　木　竜　太　　㊞

以　上

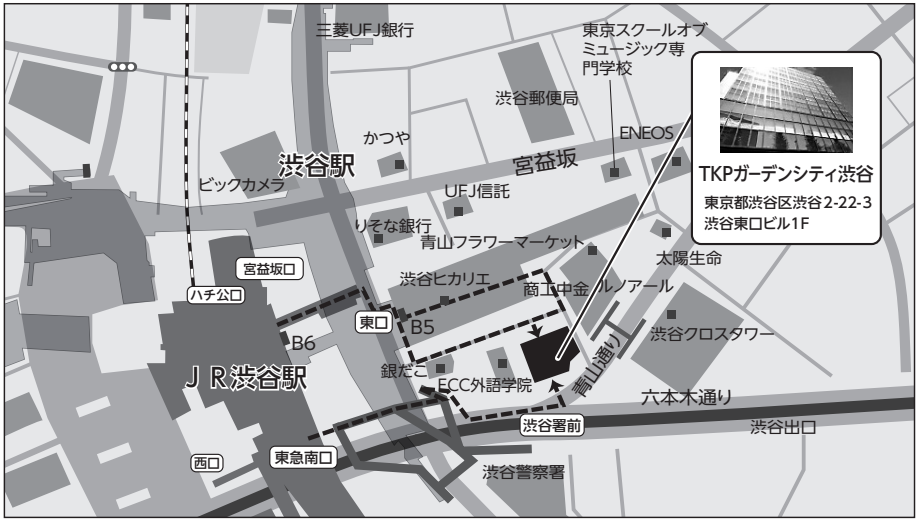
〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都渋谷区渋谷2-22-3 渋谷東口ビル
TKP ガーデンシティ渋谷 ホールB
TEL　03-6418-1073

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、誘導人員を減らしています。
株主の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、館内の案内板等をご確認いただき、会場までお越しくださいますようお願い申し上げます。



【交通機関】
JR山手線 渋谷駅 ハチ公口 徒歩2分
JR埼京線 渋谷駅 ハチ公口 徒歩3分
JR湘南新宿ライン 渋谷駅 ハチ公口 徒歩3分
東京メトロ銀座線 渋谷駅 徒歩3分
東京メトロ半蔵門線 渋谷駅 B5番出口 徒歩5分
東京メトロ副都心線 渋谷駅 B5番出口 徒歩5分
東急東横線 渋谷駅 B5番出口 徒歩5分
東急田園都市線 渋谷駅 B5番出口 徒歩5分

株主の皆様へ

当社IRサイトにて株主総会の翌日にWeb株主通信をリリース予定です。当社の魅力をより一層ご理解いただける内容となっております。是非ご覧ください。https://circu.co.jp/ir/